

令和 4 年度

庄原市がんばる農業支援事業のご案内

～ 農業で所得アップを目指す農家の皆さんを応援します～

当事業は農業者の農業所得の向上を実現するために、必要な機械・施設等の導入に平成20年度から助成してきました。農畜産物の販売により農業所得の向上に取り組んでみようと思われる方は、農業振興課または各支所担当室にお問い合わせください。

※令和4年度の予算はまだ成立していませんが、申請書類を3月中にご準備いただく必要がありますので、概要をお知らせします。(予算の成立状況によっては事業を行えない場合があります。ご了承ください)


■補助対象者

(1) 下記①～③のいずれにも該当する一般農業者または認定農業者(法人は除く)。

①市内に住所を有する者 ②市内に農地又は耕作権を所有する者 ③市内で農畜産物生産を行う者
(2) 導入した機械・施設により、栽培及び製造した農畜産物を販売する農業者(畜産農家が飼料作物を生産する場合は自家消費でよい)。

※単なる機械・施設等の更新、また汎用機械の導入については対象となりませんので、ご注意ください。

■補助率等

| | 一般型 | 認定農業者型 |
|---------|---|--|
| 要件等 | ○米の生産に直接必要な機械・施設は、 <u>補助対象としません。</u> (種子消毒等に係る機械、種蒔機、育苗に関する機械、田植機、トラクター、コンバイン等収穫に係る機械、乾燥調整に係る機械、マニースプレッター、運搬車) | ○認定農業者の方。 ○米の生産に直接必要な機械施設は、 <u>農業経営改善計画(※1)に導入計画のある場合、補助対象とします。</u> |
| 補助率及び金額 | ○事業費の1/4以内 ○補助金額上限 22万5千円  | ○補助対象事業費 5万円以上 ○農業経営改善計画に導入計画のある場合 ⇒補助対象事業費の2/5以内 ○農業経営改善計画に導入計画の無い場合 ⇒補助対象事業費の1/4以内 ○補助金額上限 40万円 |
| 受付期限 | ○ <u>令和4年9月30日(金)</u> ※当補助金の予算額が無くなりしだい終了とします。 | ○ <u>令和4年4月6日(水)</u> ※申請受付は4月のみとなります。 |

(※1)農業経営改善計画：農業者が、農業基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために庄原市に提出する計画で、農業経営の現状、5年後の実現を目指す農業経営の、改善に関する目標や目標を達成するためにとるべき措置を掲載する。この農業経営改善計画について、庄原市から認定を受けた者が認定農業者となる。

■事業の申請(予定)にあたって

- (1) 毎年度の申請は可能としていますが、1年度につき1回の申請となりますので、ご注意ください。
- (2) 補助金交付申請書に見積書・カタログ等を添付のうえ、農業振興課または各支所担当室へ提出してください。申請書類は農業振興課及び各支所担当室にあります。
- (3) 検討委員会において、事業の適正について検討を行いますが、採択されない場合があります。
- (4) 受付期限については、一般型と認定農業者型で異なりますので、ご注意ください。
4月の検討委員会への申請受付は、4月6日(水)までとなります。
- (5) 申請受付期間が短期間であるため、ご相談は3月からお受けしますので、お早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

庄原市企画振興部農業振興課 TEL: 0824-73-1131 FAX: 0824-72-3322

メール: nougyo@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室 (TEL: 0824-82-2181)

高野支所地域振興室 (TEL: 0824-86-2113)

東城支所産業建設室 (TEL: 08477-2-5008)

比和支所地域振興室 (TEL: 0824-85-3003)

口和支所地域振興室 (TEL: 0824-87-2113)

総領支所地域振興室 (TEL: 0824-88-3065)